

## 【文献紹介】CGAP「イスラム法適格の金融包摂の動向」

平成 25 年 4 月 18 日  
日本発の社会貢献 FR 研究会

2013 年 3 月、金融包摂に関する研究・政策提言のための国際機関である CGAP<sup>1</sup>から「イスラム法（シャリア）<sup>2</sup>適格の金融包摂の動向」という論点ペーパーが発表された。イスラム法では、利息が禁じられている。そのため、利息に替わり、実体経済行為を介することで商取引を促進するイスラム金融が近年注目され、融資残高も拡大している。このイスラム金融がマイクロファイナンスの分野でも近年急速に規模を拡大していることに注目し、イスラム世界で、イスラム法適格の金融サービスが貧困層にどのように届けられており、直面する課題は何かがこの論点ペーパーの主要テーマである。

タイトル : Trends in Sharia-Compliant Financial Inclusion

<http://www.cgap.org/publications/trends-sharia-compliant-financial-inclusion>

### 【イスラム金融の基礎知識（本論に入る前に）】

(1) 利息（リバー）についての規定：イスラム教の開祖でアッラー（唯一神）の使徒ムハンマド<sup>3</sup>の生きた時代およびそれ以前にも、高利に苦しむ人々が多く存在し、そのためイスラムの聖典コーランでも、利息を禁止し、戒める多くの教え<sup>4</sup>がある。

#### 2 章 雌牛 275 節～281 節

「アッラーは商売（バイア）はお許しになった、だが利息（リバー）取りは禁じ給うた」として、利息取りをやめれば、それまでに儲けた分は見逃すが、利息取りに戻れば、（利息を喰らう人々は）地獄の劫火の住人になって出してはもらえない旨諭している（275 節）

#### 3 章 イムラーン一家 130 節

#### 4 章 女 161 節

#### 30 章 ギリシャ人 39 節

(2) なぜ投資は推奨されるのか：預言者ムハンマドは 25 才頃に当時 40 歳ぐらいの最初の妻となったハディージャと結婚した。ハディージャは、前夫が残した資産を活用し、隊商への投資資金を提供していた。当時隊商がアラビア半島と各地を結んで交易していたが、隊商の派遣にスポンサーが資金を提供し、交易の結果としてもたらされた利益を分かち合

<sup>1</sup> Consultative Group to Assist the Poor: 貧困層支援協議グループ

<sup>2</sup> イスラム法の主たる法源は、聖典コーランとハディース（伝承：使徒ムハンマドの現行や行動をまとめたもの）。

<sup>3</sup> イスラム教の開祖で、アッラーの使徒で預言者（アッラーの言葉を預かった人）。570 年頃に生まれ、632 年に没している。610 年ごろ、ヒラーの洞窟で瞑想にふけていたムハンマドは、そこで大天使ジブリールを通じて、アッラーの啓示を受け、のちにその啓示をまとめたものがコーランとされる。

<sup>4</sup> 吉田悦章 2007 43-46 頁参照（井筒俊彦訳『コーラン』上中下、岩波文庫より抜粋引用）

い、もし、隊商の派遣が失敗した場合は、損失を甘受するという慣行があった。このケースから、イスラム法のもとでも、お金が自動的にお金を生み出すのではなく、損益を分かち合う投資はイスラム法適格と考えられている。なお、ハディースは最初のムスリム（イスラム教に入信）になった人とされている。

### （3）イスラム金融の基本原則

- ① お金はそれ自身では、価値を生み出さない⇒お金は生産的な活動を行う他の資源に投入されることによるのみ、その価値を増大させることができる。
- ② 資金提供者は、ビジネスのリスクを共有しないとイケない⇒資金提供者は、リスクを冒さず配当が自動的に期待される出資者ではなく、あくまで損益を分担する投資家である。
- ③ 投資活動⇒イスラム法と相いれない活動（アルコールや豚肉の消費、ギャンブル、ポルノ、覚せい剤、大量破壊兵器調達などの活動）には資金は提供されない。
- ④ 契約を欺かない⇒関係当事者双方を保護するため、契約は双方の合意が必要であり、具体的条件が明確に規定されなければならない。

### （4）イスラム金融の基本スキーム

基本的に利息を回避するため、実体経済取引を組み入れる仕組み。ただし、無利子融資のカルド・ハサン<sup>5</sup>というそもそも金利が発生しないイスラム法適格の融資スキームも存在する。

#### （イ）商品等の取り引きを介在させる形態

- ムラーバハ ⇒ 商品の売り手と買い手と銀行の3者がアクター。①売り手と買い手が商品売買合意を結ぶ、②銀行が買い手に替わって代金 $X$ を売り手に支払う、③売り手は商品を銀行に納め、銀行はそれを買い手に引き渡す、④買い手は、追って対価 $X + \alpha$ （マージンあるいはマークアップ）を事後に銀行に支払う。本形態は、商品という実体を伴う取引であり、イスラム法適格と見做される（ただし、 $\alpha$ 部分が実質的に金利に相当するため、金利のカモフラージュでイスラム法との適格性に疑問を投げかける見方もある<sup>6</sup>）。
- イスティスナア ⇒製品の製造者と買い手と銀行の3者がアクター。銀行と製造者、銀行と買い手の2つの契約が並行して結ばれる。①買い手は欲しい製品の詳細を銀行に伝え、契約に盛り込む。②銀行は製造者に必要な製品の詳細を伝えるとともに、製造のための代金 $X$ を支払う、③製造者は製品を銀行に納め、銀行はそれを買い手に引き渡す、④買い手は製品の対価（ $X + \alpha$ ）を支払う。本形態は、契約時点では製品は

<sup>5</sup> 無利子の資金貸借。主体Aから主体Bに資金が一定期間移ることになるが、その対価となる利子を伴わない取引であるため、シャリア不適合ではない（北村歳治／吉田悦章 2008 80 頁）。日本では信託資本財団が無利子で社会貢献事業支援のための300万円までの融資を提供している。

<sup>6</sup> ただし、買い手の支払いが期限内に履行されない時に通常の取引では延滞金利が発生するが、イスラム法適格のMFでは延滞金利は認められないため、この点は、一般取引と異なる点であると考えられる。

存在しないものの、製品が仕様書等で予め特定されている<sup>7</sup>ため実体を伴う取引とみなされ、イスラム法適格とされる。

- イジャーラ ⇒ 一般のリース契約とほぼ同じ形態。商品の売り手と借り手と銀行の3者がアクター。①銀行が買い手に替わって代金を売り手に支払う、②売り手は商品を銀行に納め、銀行はそれを借り手に貸し出す（所有権は維持する）、③借り手は、使用料を事後に銀行に支払う。本形態は、商品という実体を伴う取引であり、イスラム法適格と見做される
- サラーム ⇒ 商品の前払い取引。生産者（製造者）と買い手の2者がアクター。買い手が生産者に前払いを行い、生産者が生産物を追って納品する。数量や品質、納品期日を明記することで、イスラム法適格とみなされる。収穫が後になる農産品の取引に活用されることが多い。

#### （ロ）投資と損益分担方式

- ①ムダーラバ ⇒ 事業家が出資者から資金を募り、事業投資で利益をあげ、出資者に利益を還元する。利益の分配率は、予め事業家と出資者で合意する。このスキームの下では、出資者は事業活動には直接介入しないこととなっている。損失についても分担する（ただし、損失は、金銭的には出資者が負い、事業家は、提供した労働や時間で負うという考え方があり）
- ②ムシャーラカ ⇒ 銀行とパートナー（事業者等）が合弁事業に共同出資する。配当の分配率は予め両者で合意する。損失が出れば、最大で出資分の損失を被る。

（5）イスラム金融の現状<sup>8</sup>：イスラム金融全体の資産規模は、2011年1兆ドルから1.35兆ドルの規模であると推定されている。規模も過去5年間で倍増し、イスラム金融機関数も2007年の221から348に増大している。依然多額の補助金を受けているSCMFと異なり、イスラム金融機関の8割は利益の増加を報告している。それでも、その規模は、世界の金融市場の規模全体の約1~1.5%に過ぎない。

#### 【論点ペーパー概要】

この論文は、イスラム法適格のMFについて、CGAPが仏援助庁と一緒に2011年に、イスラム法適格のMFの現状への理解を深めるために実施した調査の結果に焦点をあてている。

### 1. イスラム法適格のMF（以下SCMFと略）の提供者と商品（プロダクト）

#### （1）サービス提供者

<sup>7</sup> イスティスナアは、住宅建設やそのための住宅ローンにも適用されうるスキームと考えられる。

<sup>8</sup> イスラム金融の現状については、論点ペーパー9頁のBox 4. 参照

- SCMF 商品提供の規模は、従来型の MF<sup>9</sup>と比較して小規模であるが、急速に拡大していることは間違いなく、サービス提供者の 1/3 は過去 5 年以内に営業を開始している。
- CGAP 調査等によれば、世界で 255 の金融サービス提供者が SCMF 商品を提供している。うち、92%が東アジア・太平洋（164 機関、64%）と中東・北アフリカ（72 機関、28%）が占める。
- SCMF の大半（77%）は、地方銀行で、次に NGO（10%）、商業銀行は 5 位で 3%に過ぎないが、貸付残高ベースでは、商業銀行が全体の 60%を占め、次いで地方銀行が 16%を占めている。
- 顧客の数が 1500 名以下の SCMF の数は、全体の 89%で、一方、10 万人以上の SCMF は 1%に過ぎない。

## （2）製品

- SCMF の提供は、ムラーバハとカルド・ハサンの両スキームにほぼ限られている。
- ムダーラバの顧客は 67.2 万人に達し、資産残高は 413 百万ドルと推定される。しかし、このスキームの商品取引のコストは通常の MF と比較しても高めである
- カルド・ハサンの顧客は 19.1 万人で、貸出残高は 156 百万ドルと推定される。ただし、この融資は、管理経費が計上されておらず、また、デフォルトのときは棒引きされ、持続的ビジネスモデルというよりは、慈善事業とみられている。
- ムシャーラカ、ムダーラバの顧客は 9300 人（うち 7500 人がインドネシア在住者）で資産残高は 40 百万ドルに過ぎない。
- SCMF が主に 2 つのスキームにのみ依存していることは、より広範な商品を届けるうえでの障害であり、持続的なビジネスモデルを創出することが困難になる。
- 中心的な 2 つのスキームにおいても、補助金に依存しており、資金源を質問された SCMF 機関のうち、43%がザカート（喜捨）に依存し、33%がカルド・ハサンに依存していると答えている。

## 2. SCMF の顧客とニーズ

- 推定で 19 か国 1.28 百万人が SCMF サービスを活用している。
- これらの国の多数（約 82%）は、3 つの国の住人である（バングラデシュ 44.5 万人、スーダン 42.6 万人、インドネシア 18.1 万人）。
- 貸付残高では、インドネシアが 347 百万ドル、次いでレバノン 132 百万ドル、そしてバングラデシュ 92 百万ドルでスーダンは第 4 位。
- 83 万人がシャリア適格の貯蓄サービスを使用し、その 78%をインドネシア在住者が占める。この資金は、ムダーラバの一種として投資に回される。

<sup>9</sup> MIX MARKET 統計では、2011 年末 2500 以上の MFI が 1.5 億人の顧客をカバーしていることを報告。一方マイクロ・クレジット・サミットは 2 億人以上の顧客をカバー。

●SCMFの顧客の多い国スーダンでは、農業銀行が顧客の75%にサービスを提供しており、バングラデシュでは、バングラデシュ・イスラム銀行が67%にサービスを提供している。その他のSCMFサービス提供者の規模は小さい。

### 3. 結論

●シャリア適格性がイスラム教徒顧客にとって、他の伝統的金融商品との競争の下でSCMF選択の動機になるのか<sup>10</sup>さらなる調査研究が必要。

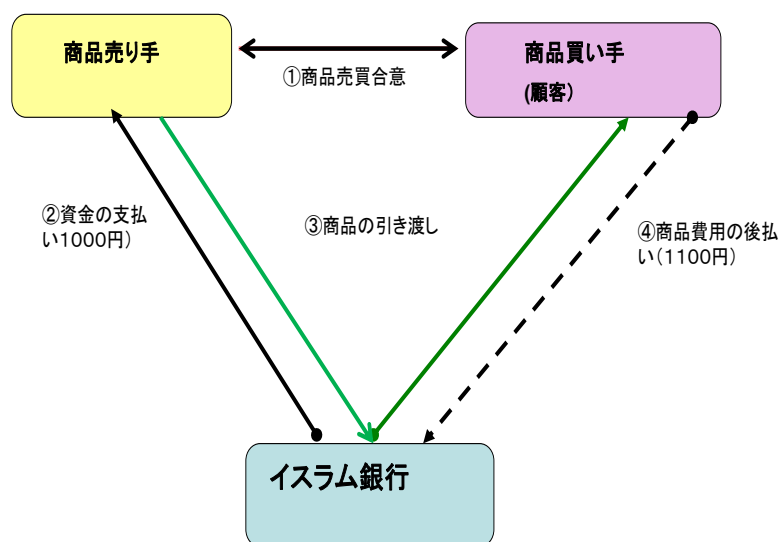
●SCMFが現在のムラーバハ、カルド・ハサンという補助金依存やチャリイティ的性格を有する主たる2つのスキームを超えてより広範な商品の提供を行うことが、業績拡大のために必要。

●とりわけ高い取引コスト<sup>11</sup>で敬遠されている損益分担の投資型商品は、イスラムの理念をもっとも体現する商品であり、これらについて持続可能なビジネスモデルが生まれることが期待される。

(筆者補足) イスラム金融を活用した場合のMFのイメージ

#### 1. ムラーバハ (現在最も顧客の多いスキーム)

### ムラーバハを活用したMFの仕組み



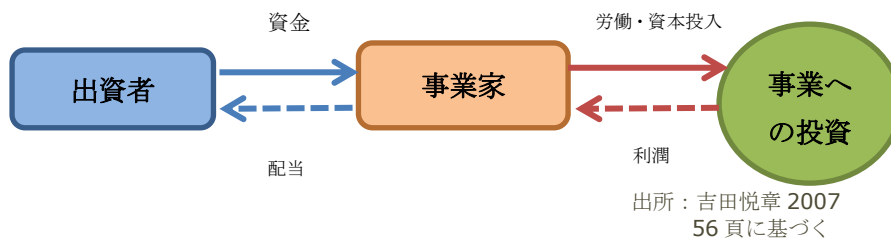
出所: 吉田悦章 2007 ムラーバハのスキーム解説をベースに筆者作成

<sup>10</sup> 宗教的な動機が、必ずしもイスラム教徒が(金利の関係が出る)正式の銀行口座を持たない理由ではない。

<sup>11</sup> ムダーラバやムシャラカはイスラムの理念からは最も推奨されるべき、SCMFスキームのはずであるが、損益分担について事前の明確な合意形成と、履行の際の正確さと高い透明性をもった会計報告を求められるため、大規模な事業であればともかく、MFが対象とする小規模事業において、相対的にコストが割高になり、敬遠されているとみられる。

- ① たとえば、この商品は鶏とする
- ② 貧困女性の買い手に替わって、イスラム銀行が鶏の購入費用 1000 円を売り手に支払う
- ③ 鶏は、イスラム銀行経由で、買い手の貧困女性に渡される
- ④ 鶏は卵を産んで、貧困女性は、卵を販売し利益を得て、一定期間後（あるいは分割払いで）合計 1100 円を支払う

## 2. ムダーラバ（イスラム法推奨スキームながら顧客が僅少）



- ① 貧困者である事業家が、魚捕りをするためのインフラ（網や釣竿、小舟等）整備や活動資金調達のためのスポンサーを求める
- ② 出資者は、事業家との間で、損益分担の条件に合意したあと、必要な資金を提供する
- ③ 事業家は漁に必要な道具をそろえて、漁に出る
- ④ 事業家は、大量の魚が捕れた場合には、市場で売り払い、その利益を予め合意された分配率で出資者と分かち合う。魚が不幸にも捕れなかった場合の損失は出資者が甘んじて被る

### 【参考文献】

- 北村歳治・吉田悦章「現代のイスラム金融」2008 日経 BP 社  
 小杉泰「イスラームとはなにか」1994 講談社現代新書  
 吉田悦章「イスラム金融入門」2007 東洋経済新報社  
 田原 一彦「日本法制下のイスラーム金融取引」2009年3月 イスラーム世界研究第2  
 巻2号 188-197 頁

以上